

阿賀野市選挙管理委員会告示第 9 号

令和 3 年 8 月 10 日執行予定の阿賀野市大室財産区議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 3 項の規定による、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 14 条第 2 項の規定により告示する。

令和 3 年 7 月 15 日

阿賀野市選挙管理委員会
委員長 小林 壽英

- 1 被登録資格決定基準日 令和 3 年 8 月 4 日
(ただし、年齢については、令和 3 年 8 月 10 日とする。)